

後期高齢者の窓口負担が2割となる所得基準の考え方について

世帯内の後期高齢者のうち
課税所得が最大の方の
課税所得が28万円以上か

28万円未満 → 1割

28万円以上

世帯に後期高齢者
が2人以上いるか

1人だけ

2人以上

「年金収入＋その他の合計所得金額」
が200万円以上か

200万円未満 → 1割
200万円以上 → 2割

「年金収入＋その他の合計所得金額」
の合計が320万円以上か

320万円未満 → 1割
320万円以上 → 2割

- 「**課税所得**」は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除）を差し引いた後の金額〔所得税などで用いられる考え方〕
- 「**年金収入＋その他の合計所得金額**」〔介護保険の利用者負担割合と同様の考え方〕
 - ・ 年金は、公的年金等控除を差し引く前の金額
 - ・ その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額

※単身世帯（後期高齢者が1人の世帯）の年収200万円

＝課税所得（28万円）＋基礎控除（43万円）＋社会保険料控除（16万円）＋公的年金等控除（110万円）

※複数世帯（後期高齢者が2人以上の世帯）の年収320万円

＝課税所得（28万円）＋基礎控除（43万円）＋社会保険料控除（20万円）＋配偶者控除（38万円）＋公的年金等控除（110万円）＋配偶者の年金（78万円）
（基礎年金満額相当）